

東京都における橋梁点検診断判定会議の試行について

東京都建設局 正会員 ○小泉 有輔
東京都建設局 非会員 本間 信之

都は道路橋 1,221 橋，人道橋 106 橋，歩道橋 589 橋，合計 1,916 の橋梁（令和 2 年 4 月現在）を管理している。これらを 11 建設事務所と島しょの 4 支庁が所管し，道路管理部がその指導調整にあっている。

5 年に一度実施する定期点検は昭和 62 年から開始され，各建設事務所が発注し，取りまとめを行っている。点検業務はコンサルタントへの委託により実施しているが，健全性の診断に関する最終判断は，道路管理者が行わなければならない。ベテラン職員が減少し，経験の少ない若手職員が業務を担っている現状において，職員の技術力の向上を図り，定期点検の精度を維持し向上させていくことが課題となっている。

このような課題に対する都の取組みとして，橋梁点検診断会議の試行を開始した。その取組を紹介する。

1. 定期点検について

都が定めた点検要領に基づき実施し，点検が法定化された平成 26 年からは国が定めた指標による判定も合わせて実施している。都の要領は，部材毎に健全(a)，ほぼ健全(b)，やや健全(c)，注意(d)，危険(e)の 5 段階に判定した後，部材の重要度を加味して径間毎，橋梁毎に健全(A)，ほぼ健全(B)，やや健全(C)，注意(D)，危険(E)の 5 段階の判定を行うものである。一方，国の判定区分は，部材毎に健全(1)，予防保全(2)，早期措置(3)，緊急措置(4)の 4 段階の判定を行い，その内，重要な部材の判定結果をその橋梁の判定とするものである。

定期点検業務は、有資格者を有するコンサルタントに各建設事務所が委託しているが，委託者毎に判定の考え方にばらつきが生じるなど，定期点検の精度を維持し向上させていくことが課題となっている。

2. 橋梁点検診断会議について

職員の技術力の向上を図り，定期点検の精度を維持し向上させていくために，平成 31 年から橋梁点検診断会議の試行を始めた。以下に点検診断会議の規約の概要を記す。

1) メンバー構成と役割

構成・役職		役割
発注事務所 (事務局)	所管課長，担当係長，担当者ほか	議事進行，診断結果の妥当性を判断する
受託者	主任技術者ほか	点検・診断結果の説明
本庁	橋梁構造専門課長，担当係長ほか	診断結果の妥当性について助言を行う
その他	有資格者ほか	

2) 対象橋梁の選定

国・東京都要領に基づき点検・判定をするなかで，受託者が判定に難儀した橋梁を対象とする。

3) 会議資料の作成

受託者にて，対象橋梁ごとに損傷内容がわかる写真・コメント等を記載した説明資料を作成する。

4) 議事進行

橋梁ごとに受託者が損傷内容や診断に難儀したポイント等を説明。その後，出席者から判定に関する助言等を行い，診断の正当性を議論する。

キーワード 橋梁点検，診断判定会議，職員の技術力向上，点検精度の向上

連絡先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都都庁第二本庁舎 7 階 TEL03-5320-5295

3. 実施状況

- ・平成 31 年 2 月 第五建設事務所
- ・令和 2 年 2 月 西多摩建設事務所 [書面開催 (台風 19 号対応のため)]
- ・令和 3 年 2 月 第三建設事務所 (WEB) / 3 月 第四建設事務所

4. 事例

1) 支承の損傷 (平成 31 年 2 月 第五建設事務所)

支承部のボルトの脱落を確認. 受託者は部材の判定を(3)としたが, 支承を重要な部材と判断せずに橋の総合判定を(2)とした. 会議の場では, 当該ボルトが支承の浮き上がりを防止するためのものであることから, 重大な損傷であると考えて, 総合判定を(3)とすることとした. なお, 当該損傷部については, 早急に緊急調査を実施し, 令和 2 年までに支承の取り替え工事を実施した. (写真-1)

2) PC 歩道橋のクラック (令和 3 年 3 月 第四建設事務所)

PC 箱桁構造の歩道橋のクラックを確認. 受託者は, 前回点検にはないクラックが見られたことから判定を(3)としていたが, 判定に不安を感じていた. 会議の場では, 箱桁に橋軸直角方向にクラックが発生していること, 桁内部の PC 鋼材などに変状が生じている可能性があることから, 早急に詳細調査を行うべきと意見があり, 受託者の判定を支持する結果となった. (写真-2)



写真-1



写真-2

5. アンケート結果

今後の本格的な運用に向け, 出席者にアンケートを行っている. 主なアンケート回答は次のとおりであり, 診断判定会議に対して前向きな意見が多くあった.

- ・複数の視点から状態の把握を行う事でより客観的な判断ができた.
- ・これまでは個人の能力や経験に任せていたが, 今後は判定会議を活用し組織として, 点検, 診断, 措置, 記録の PDCA サイクルを継続的に運用していく体制を整備する必要がある.
- ・判定が困難な案件は, 検査調査票とは別に, 損傷の状態を把握できる詳細な写真や資料が必要.
- ・WEB 会議形式での開催だったので, 所内で聴講した若手職員の技術力向上に寄与した.

6. 今後の取組

これまでの取り組みから, 現地確認できない出席者に損傷具合をどのように伝えるか, 資料作成のための工期をどの程度計上するか等, 具体的な課題が見えた. 今後の本格運用に向け, 受託者へのヒアリングや国の診断判定会議の取り組み状況も参考にし, これらの課題を整理し, 円滑かつ効果的な診断判定会議を行う体制構築を目指していく.